

都市計画税の使途

都市計画税は、地方税法第 702 条の規定により、都市計画法に基づいて行う都市計画事業又は土地区画整理法に基づいて行う土地区画整理事業に要する費用に充てるための目的税です。その使途に基づく事業にかかる一般財源(市負担分)に充当しています。

《都市計画税の使途の状況》

都市計画税収入額 3,453,346千円

(単位：千円)

区 分		令和元年度 決算額	財 源 内 訳				一般財源 (市負担分) のうち 都市計画税 充当額
			特 定 財 源			一般財源 (市負担分)	
			国県支出金	地方債	その他		
事業費等の 内訳	街路事業	151,558	0	95,800	952	54,806	37,082
	公園事業	193,534	82,980	85,700	5,544	19,310	13,065
	土地区画整理等事業	560,231	117,103	315,300	23,899	103,929	70,319
	上記事業に係る地方債償還額	2,225,903	0	0	0	2,225,903	1,506,052
	下水道事業	2,700,000	0	0	0	2,700,000	1,826,828
合 計		5,831,226	200,083	496,800	30,395	5,103,948	3,453,346